

平成 22 年 1 月 6 日
建 設 局

平成 21 年度公共事業の評価に関する意見書の概要について

京都市公共事業評価委員会は、京都市が実施する公共事業の評価について、客観性及び透明性を確保するため、意見を述べる第三者機関として、平成 10 年 1 2 月に設置されました。今年度は平成 21 年 11 月 2 日までに、再評価の対象となった 10 事業と事後評価の対象となった 1 事業について、3 回の委員会審議を行ってきました。

平成 22 年 1 月 6 日に、委員会としての意見が「平成 21 年度公共事業の評価に関する意見書」として提出されましたので、その概要をお知らせします。



平成 2 1 年度 再評価審議結果

種 別	補 単 *	事 業 名	該当 条件	審 議 結 果
街路事業	補	向日町上鳥羽線 (第一工区)	③	「事業継続」は妥当である。
街路事業	単	葛野西通	③	「事業継続」は妥当である。
街路事業	補	大原通	③	「事業継続」は妥当である。
道路事業	単	宝が池通	③	「事業継続」は妥当である。
道路事業	補	一般国道 162 号 (川東拡幅)	②	「事業継続」は妥当である。
道路事業	補	一般国道 477 号 (大布施拡幅)	③	「事業継続」は妥当である。
道路事業	補	(主)大山崎大枝線 (沓掛工区)	②	「事業継続」は妥当である。 ただし、意見を付す。
河川事業	補	旧安祥寺川	③	「事業継続」は妥当である。
河川事業	補	新川	③	「事業継続」は妥当である。
土地区画整理事業	単	洛北第二地区	③	「事業継続」は妥当である。

* 「補」は国庫補助事業, 「単」は京都市単独事業を示す。

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後 10 年間(廃棄物処理施設事業については 5 年間)を経過した時点で継続中の事業
- ③ 再評価の実施後 5 年間を経過した時点で継続中の事業
- ④ 社会経済情勢の急激な変化, 技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

平成 2 1 年度 事後評価審議結果

種 別	補 単 *	事 業 名	該当 条件	審 議 結 果
鉄道事業	補	高速鉄道東西線醍醐・六 地蔵間建設事業	②	「対応方針」は妥当である。

* 「補」は国庫補助事業, 「単」は京都市単独事業を示す。

事後評価対象事業の該当条件

- ① 新規事業採択時評価又は再評価を実施した事業の内, 事業完了後 5 年以内(廃棄物処理施設設備事業にあつては, 事業完了後 7 年以内)の事業
- ② 市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業